

令和8年度藤枝市企業間連携ビジネス創出支援業務 仕様書

1 委託業務名

令和8年度藤枝市企業間連携ビジネス創出支援業務

2 委託業務の目的

この事業は、地域課題解決と連動した地域ビジネス創出と市内産業の成長を加速するため、革新的技術を有する首都圏等の企業等（以下、革新企業）を本市に誘導し、市内企業と革新企業の連携による新たな製品やサービスの創出を推進する。

また、「食と農×健康・医療」を結びつけた新しい産業づくり」を本事業のテーマに掲げる。

3 委託業務の内容

(1) 全体プログラムの企画立案

下記の条件を踏まえつつ、①～④の業務をベースにした全体プログラムを作成する。

条件：事業目的を達成するため、下記A～Cの方針に沿うよう、これら全てが有機的に繋がり、互いに連動し、一貫通貫で実施する体制とすること。

A：金融機関、EG支援センターエフドア、藤枝商工会議所、岡部町商工会などの支援機関の積極的な参画に繋げ、応募企業と支援機関とのマッチングを誘導する。

B：本市の地域性の活用や、事業の実現性など、適正に評価できる審査基準を作成し、提案事業を審査する。

C：伴走支援により、最終審査会で提案された事業を具体化させ、これを実現する。

① ビジネスプランコンテストプレイベントの開催

ア 企画作成

- ・スタートアップやベンチャーの革新的な技術とマッチングさせ、オープンイノベーションや新ビジネス挑戦の機運を醸成し、ビジネスプランコンテストへの参加を促進する場を創出する。

イ スケジュール

- ・令和8年8月から12月の間に1回以上実施する。

ウ 参加対象者

下記のいずれかに該当する者。

- ・本市に事業所を有し、自社の課題に対して、新たな企業間連携を求める企業等
- ・地域経済の課題解決に対し、有効な技術やサービス等を有する企業等
- ・将来的に、地方でのサテライトオフィス等の展開を検討しており、本市に拠点を有していない企業等

エ 参加事業者の募集

- ・受託者の有する市内企業やスタートアップ・ベンチャーとのネットワーク、ノウハウを活用し、またネットワークを有する企業等と連携し、インターネットや各種広報媒体などを

用いて効果的に参加企業を募集する。

- ・参加者に対しては、アンケート調査を実施し、事業の評価・分析を行うこととする。

② ビジネスプランコンテストに向けた支援の企画（市内企業と革新企業による新ビジネスの検討の場づくり）

ア 企画作成

- ・ビジネスプランコンテストでのプレゼンに向けて、アイデアの実現性を高めるとともに、本市の課題解決や産業基盤の強化に資するプランとなるよう支援内容を企画する。

イ スケジュール

- ・令和8年8月から応募期間終了までの間に必要な回数を行う。

ウ 伴走支援の対象者

下記のいずれかに該当する者。

- ・本市に住所を有し、自社の有する技術やサービスの実装の場や、新たな企業間連携を求める企業等
- ・将来的に、地方でのサテライトオフィス等の展開を検討しており、本市に拠点を有していない企業等
- ・市外在住者の地方での暮らしや、リモートワークに関心を持つ、企業の社員、又はITエンジニアや個人事業主、副業人材などのリモートワーカー

エ 目標支援者数

- ・目標支援者数は10名程度とする。応募者が10名を超える場合は、市との協議のうえ書面審査等により選考できるものとする。また、企業参加の場合は1社あたりの支援者を3名までとする。

③ ビジネスプランコンテスト「ふじえだイノベーションスタジアム2026」の企画

ア 企画作成

- ・ビジネスプランコンテストの方向性（開催内容や方法等）を企画する。

イ スケジュール

- ・令和9年1月中に開催すること。

ウ 賞金について

- ・最優秀賞受賞者に対する賞金は、100万円相当とする。
- ・優秀賞①受賞者に対する賞金は、40万円相当とする。
- ・優秀賞②受賞者に対する賞金は、40万円相当とする。
- ・賞金は委託料から受託者が支出することとする。
- ・協賛金を独自に募ることを可とする。ただし、その場合は、事前に市に協議する。

エ 参加者の募集

- ・伴走支援対象者に加え、革新企業をはじめ市内企業から幅広く参加者を募る。
- ・受託者のスタートアップやベンチャーとのネットワークやノウハウを活用し、またネットワークを有する企業等と連携し、インターネットや各種広報媒体などを活用して効果的に

革新企業を募集する。

オ 目標参加人数

- ・市内外から 100 名程度のビジネスプランの応募を目標とし、その中から 10 名程度がビジネスコンテストに出場できるものとする。
- ・会場来場者は、市内外から募り 100 名程度を目標とする。

④ 事業化支援の企画

ア 企画作成

- ・コンテスト後、市内での事業化を促すため、市内金融機関等と連携して伴走支援を行う企画を作成する。

イ スケジュール

- ・コンテスト終了後から着手し、令和 9 年 3 月 31 日まで実施する。

ウ 対象者

- ・令和 8 年度のビジネスコンテスト「ふじえだイノベーションスタジアム 2026」最終審査会出場者 10 名程度
- ・令和 7 年度の継続支援中の者

エ 支援内容

- ・令和 8 年度の最終審査会に参加した 10 名程度について伴走支援を行う。
- ・最優秀賞、優秀賞受賞者については藤枝市内での事業化を目指す。その他の者についても必要があればコンサルティング支援を行う。
- ・令和 7 年度の継続支援中の者についても月に 1 回程度状況確認を行い、必要に応じてコンサルティング支援を行う。
- ・各年度の支援対象者の支援状況については定期的に市に報告するものとする。

(2) ビジネスプランコンテストプレイベントの運営

企画内容に伴い、参加者を募集するとともに、当日の運営を行う。また、当日の会場設営、司会進行、資料作成等の会議に関わる全ての業務は受託者で行う。

(3) ビジネスプランコンテスト「ふじえだイノベーションスタジアム 2026」に向けた支援
本市でビジネスの展開を考え、ビジネスプランコンテストに参加を希望する企業に対して支援を実施する。

(4) ビジネスプランコンテスト「ふじえだイノベーションスタジアム 2026」の運営（ビジネスプランの発表及び審査の場づくり）

(3)により検討・創出された企画提案が、地域課題解決に有効かどうかを、有識者等により審査・評価する機会としてビジネスプランコンテストを開催・運営する。また、当日の会議設営、司会進行、資料作成等会議に関わる企業を募集する。

(5) 評価後の事業化支援

(4)により評価された企画提案の事業化に向けた支援を実施する。

(6) 共通事項

ア 関係機関との連携

本事業は、必要に応じ、地域の金融機関、EG支援センター・エフドア、藤枝商工会議所、岡部町商工会、地域活性化起業人、藤枝ICTコンソーシアム等と連携し、実現性を高める取組とすること。

イ 開催前後の広報の実施

参加者募集を含めた事業開催告知や当日の様子の効果的な情報発信を行うこと。

ウ 工程管理

契約上定められた工程の遵守、実行と進捗状況の報告を行うこと。

エ 結果報告

次年度以降の方向性をまとめた事業開催結果報告書の取りまとめること。

4 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5 成果品

納入成果品は下記の通りとし、納入前に本市の承認を得ることとする。納入先は藤枝市産業振興部新産業ビジネス創造室とし、納入期限は委託期間内とする。

- | | |
|-------------|----|
| (1) 参加企業リスト | 一式 |
| (2) 事業実施報告書 | 一式 |
| (3) 打合せ記録等 | 一式 |
| (4) 上記電子データ | 一式 |

6 留意事項

- (1)本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者との協議により決定する。
- (2)受注者は、業務上知り得た機密を他に漏らしてはならない。
- (3)受注者は、貸与された関係資料等を、業務の完了後、直ちに返還しなければならない。
- (4)受注者は素材等として許諾が必要なものを使用する場合は、すべての手続きを行ない、使用にかかる費用もすべて負担する。
- (5)受注者は、成果物に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあつた場合、完了検査等に合格したことをもって免れるものではないため、成果物に修正を施すなど誠実に対応するものとする。
- (6)受注者は、発注者により期待した成果物と実態が乖離していると指摘を受けた場合、誠意をもって適切に対応するものとする。
- (7)受注者は成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作

権侵害を主張された場合の一切の責任は、受注者が負う。

(8) 受注者は、本業務の全部を再委託もしくは請負わせてはならない。ただし、本業務の一部を再委託もしくは請負わず場合には、この限りではない。

(9) 業務の実施にあたっては、関係法令を遵守する。

(10) 受注者は、作業実施にあたり、本仕様書に明示なき事項、又は疑義が生じたときは、発注者とその都度協議し、指示を受けるものとする。

(11) 受注者は本業務の履行にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 10 条第 1 項の規定に基づく「藤枝市における障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領」（平成 28 年 3 月 11 日藤枝市長決定）第 2 条に規定する不当な差別的取扱いの禁止及び第 3 条に規定する合理的配慮の提供について留意する。